議 案 提 出 書

件 名 学校給食費の無償化を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109条第 6 項及び 長野市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出します。

令和5年8月21日

長野市議会議長 寺 沢 さゆり 様

提出者 長野市議会 経済文教委員会 委員長 金 沢 敦 志

学校給食費の無償化を求める意見書(案)

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われています。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

昨今の物価高騰を受け、本市においても、給食食材費の高騰分に対し、地方創生臨時交付金を活用した公費負担を実施しています。この物価高騰により家計も圧迫される中、家庭の経済状況にかかわらず全ての子どもたちに安全・安心で栄養バランスの取れた良質な学校給食を提供することは、心身の健やかな成長に欠かせないものであり、国が進める子育て支援や子どもの貧困対策にも大きく寄与するものと考えています。

近年、独自で学校給食費の無償化を実施している自治体があることは認識していますが、無償化に当たっては、すでに学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに人件費等を負担している中、さらに食材費についても負担するため、大きな財源を新たに、かつ、継続的に確保する必要があり、将来にわたって財政運営を圧迫するおそれがあります。また、自治体間で保護者負担に格差が生じることが懸念されます。

政府は、次元が異なる少子化対策を実現させるため、6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」で、学校給食費の無償化の実現に向けて全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行った上で、課題を整理し、具体的方策を検討することが示されました。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第 99 条の規定により 意見書を提出します。

記

1 国の責任と財源により、学校給食費無償化に向けた制度設計を速やかに行うこと。

令和5年8月22日

衆議院議長 続議長 院議長 内閣総理大臣 財務大臣 財務大臣 財務大臣 大大臣 内閣府特命担当大臣 へ関の特命担当 大の関の特の担当 大の関の特の担当 大の関の特の担当 大の関の特の担当 大の関の対している。

宛

長野市議会議長 寺 沢 さゆり